



### ◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

#### 1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

#### 2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

#### 3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

#### 4. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

#### 5. オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用にご協力ください。

※詳しくはこちら➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241680.pdf>

### ◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

#### ◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

#### ◆歯科外来診療感染対策

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

#### ◆一般名処方加算

後発医薬品があるお薬は患者様へご説明の上、商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

#### ◆歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者様への診療を行っております。

#### ◆歯科技工士連携加算 1、2

患者様の補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。

また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

#### ◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

#### ◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っております。

#### ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

### ◆当院では、介護保険を適用しております。

#### ◆居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書

当院では居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書を整備し、利用者様（またはご家族）にしっかりとご説明し、ご同意頂いております。（以下、参照下さい）